

やぶやぶにゆうす

秋号
保険のコンサルタント
0120-082-313

あいおいニッセイ同和損害保険(株)
メットライフ生命保険(株)
日本生命保険相互会社
オリックス生命保険(株)
FWD富士生命保険(株)
ソニー生命(株)
東京海上日動火災保険(株)
損害保険ジャパン(株)
AIG損害保険(株)
Chubb損害保険(株)

編集・発行:(株)大蔵保険コンサルタント(有)やぶやぶにゆうす 〒167-0032 東京都杉並区区沼3丁目2-6 トヨタビル2F TEL.03-3392-6765 FAX.03-3392-6793

民法改正で賠償金額が値上がり？

NEW WORLD NEWSOLUTION NEW RISK

民法改正で損害賠償金額が値上がり？

今年の4月に民法改正がわかっていきました。その中の一つに法定利率の変更があります。法定利率とは当事者の合意による利率の定めがない場合に適用される法律で決められた利率のことです。長い間民事法定利率は5%、商行為による法定利率は6%と定められていました。これが昨今の低金利時代において市井の利率と乖離が甚だしいと言われていたため今回の改正で見直したところ、(皆さんもご自身の定期預金の利率等と比較してみたらわかりやすいと思います!)改正後の法定利率はひたすら年3%となり(改正後民法404条2項)、その後3年ごとに利率を見直す変動制を採用していきます(同3項)。また、商法514条が削除され、商行為にも同じ利率が適用されます。

ところで、交通事故で人が亡くなったり重い後遺障害を負って働けなくなったりした時には将来の労働で得られるはずだった利益が賠償金の一部として支払われます。これを「逸失利益」といいます。これを「逸失利益」といいます。逸失利益の計算については本人の年収(または平均賃金)をもとにして死亡時(後遺障害は症状固定時)から67才迄を就労可能年数として本人の生涯



算します。この逸失利益は事故の損害賠償金の一部として一括で受け取るのが一般的とされています。そして、一括で受け取る場合にはこの逸失利益から中間利息と呼ばれるものが差し引かれます。なぜなら「億円を現在受け取るのと30年後に受け取るのでは現在受け取るほうが将来発生する利息の分だけ得をすることになってしまふためです。逸失利益から中間利息を控除して現在の価値に引き直す計算のため係数をライプニッツ係数といいますが、この係数の計算の基礎となる数字が民事法定利率なのです。つまり今まで5%だった基礎となる利率が3%となったのです。これによりライプニッツ係数も変更となり一括で受け取る損害賠償金額も上がったのです。しかもこのライプニッツは複利ですので2%の差は大きいのです。

そうは言っても3%はまだ市場金利とかけ離れています。実際年利3%(複利)確定の元本保証円建て資産運用商品なんて今の銀行金利では現実的ではないと思いませんか。(もしそのような商品があれば大蔵保険までこっそり教えてくださいます。一括払では不公平と感じる人もいるでしょう。

4歳の子がトラックと衝突!

これについて今年の7月に最高裁判所でひとつの判決が出ました。事故の内容は当時4歳の子が道路を横断していたトラックと衝突したという

その子は脳挫傷、びまん性軸索損傷等の傷害を負い、その後高次脳機能障害の後遺障害が残ったため一生働けなくなりました。その家族が保険金を一括で受け取ることを求めたのがこの裁判です。

定期金であれば中間利息は問題とならず逸失利益の全額を賠償金として受け取ることができるとされています。最高裁判所は事故の損害賠償金について、一時金払いを原則としながら不法行為による損害賠償規定の趣旨に照らし定期金払いが相当であれば逸失利益について定期金での支払いを求めると判断し、家族の主張を認めて保険会社に月払いでの支払いを命じました。

画期的な判決であることは間違いない

これは最高裁判所が逸失利益の損害賠償金の定期金払いを認めた初の判決であり、具体的にどのような場合に認められるかは今後の裁判例の集積を待たなければなりません。ライプニッツ係数での逸失利益の算出に不公平感を感じる被害者側にとって画期的な判決であることは間違いないでしょう。

(中島)

自賠責も支払い基準がアップしました。

自動車の人身事故で最も基本となり、最初に支払われるのが自賠責保険です。被害者救済の意味から、基本的に過失割合に関係なく傷害の場合120万円までが支払われます。(被害者の過失が7割以上の時は減額があります)

- この自賠責で支払われる認定基準が
1. 治療関係費
 2. 慰謝料 1日通院で4,300円
 3. 休業損害 前年の確定申告または主婦業休損6,100円
 4. 入・通院交通費
- 民法改正で慰謝料と休業損害(主婦業)がアップしました。死亡では被害者1名につき3,000万円が、後遺障害は4,000万円が限度に支給されます。

支払額が120万円の自賠責の範囲を超えた場合に任意保険が支払われ、なおかつ支払総額に過失分が相殺されます。対物では自賠責は使えませんので慰謝料等は発生しません。またこの自賠責は個人賠償等の一般の賠償基準にも参考基準として使用されます。

自賠責や任意保険を使用する場合には、別途の「逸失利益」の計算の他、損害額をひとつひとつ積算していきます。慰謝料においても収入や家族構成によって異なります。内縁関係でも認められるケースもあります。収入のない場合でも平均賃金を基に、18歳未満のお子さんでは男女平均賃金を使用する等いろいろあります。弊社も弁護士の指導の下にお手伝いさせていただくこともあります。数年前に起きた20代の女性の後遺症認定された被害事故(一生の下半身不随)が終わりました。この10月にやっと億を超える金額での和解が成立して、胸をなで下ろしています。こういった事故は被害者側でも加害者側でも弁護士先生を中心としたチームとしての信頼と団結力だと考えています。お客様のお役に寄り添う代理店冥利につきました。(大蔵)

保険の改定もいろいろ

今月、私たちの身の回りで第三のビールとタバコが値上げとなり、買いためにしようか。コロナ禍で溜まったストレスを解消してくれているはずの趣向品が値上げで精神的にダブルパンチをうけたような今日この頃です。

実は、保険の分野でも今後、いくつか改定の予定がありますので紹介させていただきます。

自動車保険



損害保険大手各社が来年1月から自動車保険を値下げしようというニュースが先日流れましたが、記事をよく見ると「七割の方が値下げ対象となる見直し」・・・ということ、三割の人は値上げとなるんですね。ぬか喜びしないこと

火災保険

ここ数年、大規模な災害が相次いでいます。二〇一八年度と二〇一九年度の二年連続で業界全体の支払額が一兆円を超えました。想定を超える支払いが続く、それに伴い、来年一月に各保険会社とも火災保険はほとんどの契約で値上げになります(東京都の場合)。「令和二年七月豪雨」も大きな被害をもたらした、この被害に対する支払い額が反映されれば近い将来に更なる値上げも想定できます。

地震保険

なんとということでしょう。火災保険と同時に地震保険も値上げが決定しています(東京都の場合)。火災保険と違い、地震保険は全保険会社共通の内容・金額ですので、すべての方が共通の値上げ幅となります。マンション等の場合一〇%、木造住宅で八%となります。皆さんには直接関係ありませんが、弊社が受け取る手数料は引き下げとの事です(泣)。

弊社では火災保険・地震保険については長期契約をおすすめしております。その期間中は改定の影響を受けにくいようにするためです。火災保険の掛け方について一度確認・見直すいい機会でもあると思います。弊社でご契約中の方も、ご契約いただいた方が、ご相談ください!!

